

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 月 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730064

研究課題名（和文） 少年行刑法の研究—ドイツを比較対象として—

研究課題名（英文） A study on the juvenile prison act --- compared with Germany

研究代表者

武内 謙治（Kenji Takeuchi）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：10325540

研究成果の概要（和文）：本研究では、少年行刑法に関する分析を行った。近時の国際人権法では、身体拘束処分の対象となる少年に対する「無傷性」の保障と社会とのつながりの確保がより一層強く求められるようになってきていることを明らかにした。また、ドイツでは、社会的法治国家原則上、社会復帰が憲法上の権利であるという前提から、少年行刑においては成人行刑よりも拡充した権利保障が求められており、法目的、運営組織、定員、処遇形態、職員数・構成、コスト、居室の広さ、居室の形態、面会方法・時間、電話などの使用、教育・作業、懲罰、釈放時の援助、不服申立について、少年独自の権利保障方法が求められていることも明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this research the system of juvenile prison in Japan and Germany were surveyed and analyzed. International human laws of late date require the "faultlessness" and keeping their social connection of juveniles deprived of their liberty. Juvenile prison laws (Jugnedstrafvollzugsgesetze) in German demand extended guarantee of the rights to the liberty and the rehabilitation into society.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1000000	300000	1300000
2010年度	1100000	330000	1430000
2011年度	900000	270000	1170000
年度			
年度			
総計	3000000	900000	3900000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：少年行刑、少年刑務所、少年院、少年院法、少年矯正

1. 研究開始当初の背景

(1) 少年年齢にある者に対する刑事裁判及び刑事処分言渡し数の増加 2000年の少年法「第一次改正」以降、少年に対する

刑事裁判と刑事処分の言渡しの数が顕著に増加している。この傾向は、少年行刑から少年院処遇へという戦後一貫してとられて

きた刑事政策の流れを転換する側面をもつ。それだけに、未成年者に対する刑事処分の執行段階において如何なる処遇措置が現在可能でどこに限界があるのか、それが成人の場合とどう違いえ、違うべきなのか、未成年者の特性は法規範にどのように反映されるべきかについて、理論上も実務上も未解明な部分が多い。行刑段階の法的関係を規律する「刑事施設及び被収容者処遇法」が処遇措置や権利義務関係について少年に関する特則を設けていないという事情も、このことを反映している。そのため通達により対処されているのが現状であるが、そのことは行刑領域に法の支配を及ぼすという新法制定の趣旨を没却する側面をもつ。少年行刑の対象となる少年が量的に変化している現在、少年に対する施設内処遇の内容やそれを規律する法規範の整理が急務となっていた。

(2) 裁判員への説明責任体制を整備する必要性 2009年5月から実施に移される裁判員制度は、重大少年事件も対象とする。裁判員による処分選択や量刑の適正さを担保するためには、刑事処分に伴う処遇措置の内容やその刑事政策的効果、行刑中の被収容者の権利義務関係に関する情報を具体的に提供する必要がある。この意味での少年行刑に関する説明責任を尽くすことにつながりうる研究の遂行が焦眉の急となっていた。

(3) 成人年齢引き下げ問題 現在成人年齢引き下げが立法上の検討課題となっている。仮に成人年齢の引き下げに伴う制度改革が少年・刑事司法の領域にも及ぶとすれば、これまで少年院送致とされてきた者の多くが刑事処分の対象になる可能性が出てくる。成人年齢の引き下げにより、少年・刑事司法の領域でどのような影響が具体的

に生じうるのかのシュミレーションも含めて、刑事政策的・法的観点から刑事処分と保護処分の処遇内容、その効果、法的関係の異同を検討しておく必要性が高くあった。

(4) 少年院法改正作業 「刑事施設及び被収容者処遇法」の施行に伴い、不服申立方法を中心として少年院法の改正作業が立法課題として浮上している。施設収容処分である点で共通する少年行刑と少年院の処遇において、対象者の法的地位や権利義務関係のどこに異同があるのかを明らかにする必要性が生じていた。

(5) 必要となっている学術的な取組み以上の社会的な要請を受けて必要とされていた学術的な取組みは、次のようなものであった。すなわち、①処分言い渡し・矯正・更生保護・成り行き各段階に関する資料を整理し、少年に対する刑事処分及び保護処分としての施設内処分の運用を分析すること、②効果の検証という観点から、施設収容中に行いうる処遇・援助措置の内容を整理するとともに、それを実施するために必要な諸条件を明らかにし、法的許容性の枠組みを明確化すること、③社会復帰の局面まで見通した施設内処遇、施設収容と社会復帰を架橋しうる新たな援助措置の導入可能性を模索すること、④これらの処遇措置をも組み込むことを想定した上で、未成年者の拘禁関係にまつわる権利義務関係及び不服申立の保障のあり方を含めたその法的枠組みの明確化を図ること、である。

2. 研究の目的

本研究は、司法制度の大変革期における少年行刑のあり方とそれをめぐる法的関係の整理・明確化の要請に応えるため、①経験的調査（統計分析、ケース研究、アンケート、インタビュー）と②ドイツとの比較

法研究を通じて、少年行刑制度の運用実態とそれに伴う法的問題を整理し、③現行法制度下での法解釈に基づく新たな対応可能性と限界を明らかにするとともに、④立法提案を行うことにあった。

3. 研究の方法

(1) 計画・方法の概要 本研究は設定した研究課題に取り組む際に、①統計分析、②ケース研究、アンケート、インタビューによる経験的調査、③ドイツとの比較法研究の研究手法を用いた。

①統計分析 統計分析は、日独両国の処分言い渡し（裁判）・矯正・更生保護・成り行きの各段階に関係する資料を収集し、その分析を行った。検察統計年報・司法統計年報・矯正統計年報・保護統計年報といった統計資料（日本）や連邦統計局による刑事司法統計（ドイツ）を用いて統計分析を進めるだけでなく、処分言い渡し（裁判）・矯正・更生保護・成り行きの各段階で行われてきた経験的な調査の先行研究の成果を収集、整理し、その検証にも取り組んだ。

②ケース研究、アンケート、インタビューによる経験的調査 ケース研究、アンケート、インタビューは、日独両国の法曹、矯正・更生保護実務家、立法作業従事者に協力を求める形で行うことを計画した。特にドイツについては、司法執行施設（刑事収容施設）において調査を実施するだけでなく、連邦及び各州の立法作業従事者を対象とした調査を計画したが、実際には施設の調査と施設長経験者へのインタビューにとどまった。

③ドイツとの比較法研究 比較法研究はドイツを対象とした。ドイツでは州法としての少年行刑法制定作業が終了した直後であり、それ自体が多様な法制度の比較研

究になりうる、ヨーロッパ規模で少年司法における施設内及び社会内処遇に関する準則の策定作業が現在進められており、グローバル・スタンダードな議論の把握に資する、という理由による。

4. 研究成果

(1) 基本法制および犯罪学的知見の紹介

本研究の一環として、まず、土台となる法制度の理解を進め、その紹介を行った。これらはいずれも資料として公表している。ドイツ少年裁判所法の近時の改正部分に関する条項の翻訳（公表論文①）のほか、ドイツにも大きな影響を与えている欧州規則の翻訳を行った（公表論文②）。この欧州規則をも含めて国際条約や国連準則から、矯正施設や施設内処遇に何が求められるかについては、論文としても公表した（公表論文⑧）。ここでは、近時の国際準則では、「無傷性」の保障と社会とのつながりの確保がより一層強く求められるようになっていることを明らかにした。また、刑事施設運営に影響を与える、ドイツにおける犯罪学的知見の紹介を行い、後期近代の不安定な社会状況の中で厳罰化が進んでいるものの（公表論文③）、発達犯罪学（ライフコース犯罪学）のコンセプトを取り入れた犯罪・非行理解が進んでいることを明らかにした（公表論文⑦）。

(2) 日本およびドイツにおける文献調査とインタビュー調査

文献調査においては、法目的、運営組織、定員、処遇形態、職員数・構成、コスト、居室の広さ、居室の形態、面会方法・時間、電話などの使用、教育・作業、懲罰、釈放時の援助、不服の申立てによる権利保障方法について調査を行った。社会的法治国家

原則上、社会復帰が憲法上の権利であるという前提から、いずれについても少年行刑においては成人行刑よりも拡充した権利保障が求められており、不服申立などにおいては少年独自の権利保障方法も求められていることを明らかにした。

インタビュー調査は、日本では、幾つかの少年院と少年刑務所でおこなった。ドイツについては、少年の権利保障の必要性に関する議論に強い影響を与えた Siegburg 事件が起こった Siegburg 少年司法執行施設を訪問し、職員に対するインタビューを行った。この調査を通して、施設内における事故への対処、被収容者の権利保障のあり方、職員の意識、職員研修のあり方、第三者機関の活動などについて、重要な情報を得ることができた。また、Chance や Prism といった幾つかの新しい司法執行政策上のプロジェクトに関して、制度立ち上げ・運営に携わった、Adelsheim 少年司法執行施設元所長の Joachim Walter 氏に対するインタビュー調査を行った。この調査では、コストや職員の教育といった司法執行施設運営に関する問題について重要な情報を得ることができた。

こうした調査結果については、活字業績としては、まだ公表するに至っていない。しかし、法務省設置の「少年矯正を考える有識者会議」において参考人として意見を述べた際(第10回会議(2010年8月10日)、<http://www.moj.go.jp/kyousei1/shingi06400015.html>;<http://www.moj.go.jp/content/000056827.pdf>)に、資料として用いており、この意味では、研究成果の一部を社会に還元したことにはなる。

(3) 関連問題

本研究の遂行過程で得られた分析に基づ

き、幾つかの関連論文を公表した。

少年行刑と密接に関連する問題に「未決」段階の鑑別の問題がある。この鑑別判定の結果が、近時の法改正の影響を強く受けているのではないかとの仮説を示す論稿を公表した(公表論文④)。また、實際上、少年行刑と少年矯正の振り分けの役割を担う、家庭裁判所の検察官送致判断のあり方(公表論文⑨)や裁判員裁判における審理のあり方(公表論文⑩)に関する論稿を公表した。

なお、本研究に関連するすべての公表論文は、勤務校の学術リポジトリを通して自由に PDF で閲覧することが可能である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 10 件)

①武内謙治、ドイツ少年裁判所法 翻訳補遺——2008年12月17日の法律による改正分まで——、法政研究、76巻1=2号、2009年、188-165頁 [F61-84頁] [横組]

②武内謙治=斎藤司=石田倫識=相澤育郎訳、制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則—2008年11月5日の欧州評議会閣僚委員会勧告第11号——、法政研究、76号3号、2009年、424-383頁 [横組]

③武内謙治=櫻庭総訳、カール・ルートヴィヒ・クンツ『今日の刑事政策の根本的特徴』、法政研究、76巻3号、2009年、446-425頁 [横組]

④武内謙治、「原則逆送」は何をもたらしたのか——鑑別判定の数量的変化からみた少年司法運営の検証——、法政研究、76巻4号、2010年、980-940 [F1-41]

⑤武内謙治、少年再審の理論的課題、澤登

俊雄=高内寿夫編、少年法の理念、現代人文社、2010年、200-212頁

⑥武内謙治、2000年以降の少年法改正をふりかえって、司法福祉学研究、10号、2010年、253-254頁

⑦武内謙治=相澤育郎訳、クラウス・ベアス=ヨスト・ライネケほか、少年犯罪——年齢の経過と関係的解釈、Duisburgの経過調査研究「現代都市における犯罪」の結果、法政研究、77巻3号、2010年、574-553 [F47-68] 頁 [横組]

⑧武内謙治、少年の拘禁施設と国際人権法、法律時報、83巻3号、2011年、22-27頁

⑨武内謙治、「原則逆送」再考、法政研究、78巻3号、2011年、1072-1029 [F1-44] 頁

⑩武内謙治、少年に対する裁判員裁判——死刑事件を契機として、季刊刑事弁護、69号、2012年、191-197頁

[学会発表] (計2件)

①武内謙治、「原則逆送」再考、日本刑法学会九州部会第105回例会(2010年2月20日)、於：北九州市立大学

②武内謙治、判決前調査制度の国際比較——合理的量刑のための制度的方策として、世界犯罪学会第16回世界大会 日本犯罪社会学会主催シンポジウム、2011年8月8日、於：神戸国際会議場 (司会、企画)

[その他]

<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~takeuchi>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

武内謙治 (TAKEUCHI KENJI)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：10325540